

9 研究プロジェクトによる関係機関連絡会議と専門研修会

静岡県内の支援者の現状把握、課題の抽出、体制づくりおよび支援者養成について、会議で検討し、以下の2本の柱で開催することとした。

- (1) 官民の関係機関、支援機関の「関係機関会議」（通称コア会議）
- (2) 日ごろ相談を受けている女性相談員、外国人相談員の「専門研修会」

(1) については、本研究プロジェクトがそもそも平成27年2月の研修会を機に官民の「連絡会議」から発足したもので、連絡会議は定例的に継続していたが、司法など専門家を交えた拡大的な会議の必要から、「関係機関連絡会議」を開催した。

呼びかけ先は、県レベルでの公的部門、県および市町レベルでの外国人の相談にあたっている機関のうち相談の多い主な市町（外国人の多い市町の交流協会）、民間の女性相談・DV相談機関、司法専門家（県弁護士会、県行政書士会、県司法書士会）である。会議は本年度2回開催した。以下がその記録である。

(1) 関係機関会議

▽平成27年度第1回外国女性DV被害者支援コア会議

- 1 日時 平成27年11月25日 13時30分～16時30分
- 2 会場 パルシェ第一会議室（静岡市）
- 3 内容

守秘義務についての確認

①団体・専門家自己紹介

②事例検討 1時間30分程度

静岡県女性相談センターからの事例報告および検討

外国人相談員からの事例報告および検討 富士市交流ラウンジ（FILS）

外国人相談員からの事例報告および検討 浜松国際交流協会（HICE）

国際交流協会からの事例報告および検討 静岡県国際交流協会（SIR）

③全体検討

- 4 参加者 29名

静岡県子ども家庭課、多文化共生課、

静岡県女性相談センター

静岡県国際交流協会

浜松国際交流協会、富士市国際交流ラウンジ

市町福祉事務所

女性相談に関わる民間機関

救護に関わる施設、カトリック教会

静岡県弁護士会、静岡県法テラス、静岡県行政書士会、静岡県司法書士会

- 5 主催 静岡大学人文社会科学部 白井研究室



概要

外国女性の DV 相談および支援に係る官民関係機関の大規模な会議は初めてであるため、最初に参加者が各機関の実施内容などについて報告紹介をおこなった。

次に、具体的な事例検討を通して、現在の相談支援状況の報告や、他機関からの助言、課題に抽出をおこなうために、女性相談側と外国人相談側から4ケースの事例検討をおこなった。事例を通して、①日本語が母語でない方が、日本語で感情や状況、意思について語ることが困難であること、②そのために周囲の支援と本人の意思や意向と食い違って進行する可能性があること、③教会や友人などパーソナルなネットワークの支援を受けている方があること、④同じコミュニティ（市町）では相談しづらいケースもあること、⑤離婚など法的地位（母国での法的地位を含む）が不明であるなど、司法専門家の支援が必要なケースがあること、などが報告された。

抽出された課題

- 通訳の必要、通訳の体制
- 多言語で情報提供すること
- 多言語相談を県で一人は配置する（2011年の移住連報告書で外国語対応で女性相談・DV相談を設置しているのは21都道府県、政令指定都市6あった）
- 定例連絡会の必要 多様なルート、複合的な課題 相談がどこに入るかわからない
- 相談、ニーズ、体制、対応の見える化
- 人身売買、外国人売買 DV 研修

▽平成27年度第2回外国女性 DV 被害者支援コア会議

1 日時 平成28年1月6日 13時30分～16時30分

2 会場 ビネスト会議室（静岡市）

3 内容

守秘義務についての確認

①団体・専門家自己紹介

②報告と議論

DV防止計画と外国人女性の相談支援現況（静岡県子ども家庭課・市川智規）

外国人のDV被害の司法支援状況（静岡県弁護士会・高貝亮弁護士）

静岡県国際交流協会の相談支援状況と提案（静岡県国際交流協会・加山勤子）

③全体検討

4 参加者 30名

静岡県子ども家庭課、多文化共生課、

静岡県女性相談センター

静岡県国際交流協会、浜松国際交流協会

女性相談に関わる民間機関

静岡県弁護士会、静岡県法テラス、静岡県司法書士会、

救護に関わる施設、カトリック教会、大学教員・大学院生

5 主催 静岡大学人文社会科学部 白井研究室



概要 第2回目の関係機関会議では、始めに県から現況の報告があった。県内の女性相談員の外国人DV被害者女性面談相談件数、国籍別一時保護件数、外国人対応で困ったことがある女性相談員の割合等。外国人のDV相談は増加傾向にあり、保護が長期化する傾向もある。女性相談員は国の補助金で非常勤職員となっている。また多言語対応職員の常勤化が難しい。

県では2012年度から多文化ソーシャルワーカーの養成をおこなっている。23市町で養成講座実施、140人が受講している。多文化ソーシャルワーカーは自身が通訳となるよりも、つなぎ役を想定している。数値目標としては、全市町で1人以上の多文化ソーシャルワーカーの育成をおこないたい。

議論では、県が多言語対応のDV相談電話を開設していないこと、多文化ソーシャルワーカーは被害者とも加害者とも同じ居住区であるため、情報管理が難しいこと、外国人のDV現況調査が定期的には実施されていないことなどがあげられた。

第2報告として、静岡県弁護士会所属の浜松市・高貝弁護士から、司法支援が必要になった外国人DV被害女性の事例にみえる課題や相談支援体制の報告があった。また、人種差別撤廃条約（平成26・2014年8月）に先立って、日本政府が作成したレポートの紹介があった。DV被害者の在留資格更新がされず、入国管理局が退去強制処分としたケースでは、裁判で争ったが、1、2審ともDVに触れることなく強制退去となった。

平成21・2009年の入管法改正で日本人の配偶者等という在留資格の女性が正当な理由なく配偶者としての活動を半年以上行わなかった場合、転居した場合はビザ取消となり、人種差別撤廃委員会から勧告を受けたため、ごく最近、離婚した後に定住資格が出るようになった。

外国人同士の離婚は本国（外国）法適用のため、司法専門家でも難しいことがある。弁護士会では現在、特に外国人事件に対応可能な弁護士リストを作成している。

議論では、超過滞在の場合にDV相談支援者（行政）が通報するか否かが話題になった（かつて移住連調査の自治体調査項目にあり）。通報しない扱いがルールになっているが、徹底されていないとのこと。

また、日本人の配偶者等のビザ期限が終了し、離婚手続き中の短期滞在ビザになると就労ができないため、生活が困難になる（定住性の在留資格でないため、配偶者ビザが終了してからでは、生活保護も難しい）。

第3報告の静岡県国際交流協会からは、多文化共生コーディネーター事業、多文化共生ソーシャルワーカー育成講座、外国人相談窓口の設置状況について報告があった。県からの外国人支援アドバイザーの委託事業は平成26年に終了し、今は自主財源でおこなっている。課題提起、提案は下記の通り。

- ①窓口の環境整備 外国人相談員は語学力チェックや専門知識がないまま現場へ。翻訳や通訳の時間がとれない。少数言語の対応ができない。特にフィリピン語。
- ②専門家。専門相談機関との連携整備 支援が途切れる。解決しても支援後に書類等の手続きができない。
- ③専門人材（コーディネーター）の必要性 相談員、通訳者以外にも専門的人材が必要。相談が深刻化して外国人相談員の負担が大きい。
- ④広域ネットワークの必要性 相談者のDVに関する知識の普及、相談員の安全確保。

⑤拠点化の必要性 東京都では専門職員1人が通訳ボランティアと連携している。埼玉県では電話で入管、弁護士、社労士会と連携している。常に日本人と外国人の情報格差がないようチェックする必要がある。

これからの提案：コア会議の定期開催。専門団体との連携・協働の必要性。

第4報告として、現在ヒアリング調査を進めている広域民間団体の相談支援体制について白井、女性会館の川村さんから報告があった。カラカサン、ウェラワリー、サーラー、HELP、かけこみ女性センターあいち。東京の団体が創設した一般社団法人ウェルクの同行支援体制について。

その他、全体の議論は、DVを生じないような予防策、男性へのアプローチ、当事者団体とのつながり、まだ顕在化していないDVや児童虐待の可能性、国や地域・エスニシティによって被害女性が相談できるか、コミュニティやネットワークがあるか、状況が大きく異なるという話もあがった。

今後の方向について提案

1. 情報の周知・提供
2. 連絡会議
3. 専門家の支援
4. 通訳の利活用：県内市町でタガログ語対応は4市のみ。相互活用がいかにか可能か。予算化も必要。
5. モデル事業：同行支援等を地域限定でモデル事業として実施してみる。助成金と運営主体が必要。
6. コーディネート機能

<h2 style="text-align: center;">第1回</h2> <h3 style="text-align: center;">外国女性 DV被害者支援 コア会議</h3> <p style="text-align: center;">日時 2015年11月25日(水) 13時30分～16時30分</p> <p style="text-align: center;">場所 パルシェ第一会議室 J1R 静岡駅 駅ビル パルシェ7F</p> <p style="text-align: center;"><small>申し込み先・締切期</small> 11月23日までに下記URLまたはQRコードからお申込みください。紹介者の記入をお願いします。 http://kokuchese.com/event/index/337247/</p> <p style="text-align: center;"><small>問い合わせ</small> 白井研究室shirai.chiaki@shizuoka.ac.jp</p> <p style="text-align: center;"><small>第2回外国女性DV被害者支援コア会議は2016年1月6日13時30分～16時30分に開催します。 変更者養成講座、支援者向けセミナーは2015年12月4日、12月9日に開催します。</small></p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p style="text-align: center;">外国女性のDV被害者支援に関わる機関・団体対象のコア会議です</p> <p style="text-align: center;">プログラム コア機関・団体紹介 事例検討 ニーズと課題 静岡でのネットワーク化</p> <p style="text-align: center;">リソース集 事前配布シートを編集し、リソース集を配布します</p> <p style="text-align: center;">主催 静岡大学人文社会科学部 白井研究室</p> <p style="text-align: center;">研究助成 ふじのくにエンソーシアム助成研究事業</p> <p style="text-align: center;">研究代表者・白井千晶 (静岡大学) 共同研究者・高畑幸(静岡国立大学)</p> <p style="text-align: center;">連携機関 静岡県、静岡県国際交流協会</p> <div style="text-align: center;">  </div>
<h2 style="text-align: center;">第2回</h2> <h3 style="text-align: center;">外国女性 DV被害者支援 コア会議</h3> <p style="text-align: center;">日時 2016年1月6日(水) 13時30分～16時30分</p> <p style="text-align: center;">場所 ビネスト小会議室 静岡市若草文芸センター7F 静岡市東区御幸町3番地021</p> <p style="text-align: center;"><small>申し込み先・締切期</small> 1月4日までに下記URLまたはQRコードからお申込みください。紹介者の記入をお願いします。 http://kokuchese.com/event/index/337259/ 問い合わせ 白井研究室shirai.chiaki@shizuoka.ac.jp</p> <p style="text-align: center;"><small>第1回外国女性DV被害者支援コア会議は2015年11月25日13時30分～16時30分に開催。 変更者養成講座、支援者向けセミナーは2015年12月4日、12月9日に開催します。2月10日にシンポジウムを開催します。</small></p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p style="text-align: center;">外国女性のDV被害者支援に関わる静岡県内の機関・団体対象のコア会議です</p> <p style="text-align: center;">プログラム コア機関・団体紹介 事例検討 ニーズと課題 静岡でのネットワーク化</p> <p style="text-align: center;">リソース集 事前配布シートを編集し、リソース集を配布します</p> <p style="text-align: center;">主催 静岡大学人文社会科学部 白井研究室</p> <p style="text-align: center;">研究助成 ふじのくにエンソーシアム助成研究事業</p> <p style="text-align: center;">研究代表者・白井千晶 (静岡大学) 共同研究者・高畑幸(静岡国立大学)</p> <p style="text-align: center;">連携機関 静岡県、静岡県国際交流協会</p> <div style="text-align: center;">  </div>

(2) 平成 27 年度外国人女性支援における専門研修会

1. 日時 ① (西部) 平成 27 年 12 月 4 日 (金) 13:30~16:30
② (中・東部) 12 月 9 日 (水) //
2. 会場 ① (公財) 浜松国際交流協会会議室
(浜松市中区早馬町 2-1 クリエイト浜松 4F)
② 東部総合庁舎別館第 8 会議室 (沼津市 高島本町 1-3 5 階)
3. 内容 基礎講座 (前半は分かれて、基礎知識の講義)
外国人相談員・通訳者・担当者 女性相談の日本の現状と法律について
女性相談員・担当者 静岡県外国人住民の背景や課題について

グループワーク (事例検討)
外国人住民からの相談を模擬的に実施し、グループワークで対応方法を検討した。
4. 参加者 ・各県市町国際交流協会及び、各市町相談員及び通訳者 担当職員
・各県市町女性相談員 担当職員・静岡県多文化共生課・女性相談センター
計 71 名 (西部 27 名、東部 44 名)
5. 主催 静岡大学人文社会科学部白井研究室
共催 (公財) 静岡県国際交流協会

【内容の記録】

1. 挨拶・司会・ファシリテーター
静岡大学・白井千晶 (12 月 4 日) 静岡県立大学・高畑幸 (12 月 9 日)
2. 基礎講座 13:30~14:40
女性相談員等対象 静岡県外国人住民の背景や課題について
静岡県国際交流協会・加山勤子氏
外国人相談員等対象 女性相談の日本の現状と法律について
静岡県女性相談センター 近藤史子氏 (12 月 4 日)
NPO 法人 Safety First 静岡 宮城島真理氏 (12 月 9 日)

(1) 女性相談員等対象 静岡県外国人住民の背景や課題について

女性相談員対象に、静岡県外国人住民の背景や課題について講座をおこなった。市町による外国人の国籍や人口比率の違いなどの特徴を概要として学んだあと、静岡県における国際交流協会の事業や、市町の外国人相談員の配置状況、外国語の相談体制について学んだ。女性相談員と連携した外国人相談員との研修は、県国際交流協会の働きかけで 2013 年度から年に 1~2 回開催されてきた。現場で外国人相談員、女性相談員から聞かれる課題は、外国人相談員などによる通訳が不足、互いの役割の曖昧さ、自治体による体制のばらつき、外国人相談員が同じコミュニティに属していること、などがあげられた。外国人相談対応の留意点としては、在留資格という重大な問題があり、時にこれがパートナー(DV 加害者)によるコントロールの源泉になっていること、通訳を使うか本人に確認すること、

子どもに通訳をさせないこと、外国人も支援を受けられる存在であることを伝える、結婚・離婚など法制度の違いの注意、などがあげられた。

(2) 外国人相談員等対象 女性相談の日本の現状と法律について

外国人相談員対象には、DV 法、一時保護などの制度や手続き、DV 被害者の心理などについて講義があった。

事例の抽出 14:40~15:00 (用紙記入)

模擬事例 (相談のロールプレイ) とグループワーク (事例検討) 15:00~16:30

実際にあった事例をアレンジして、相談者役、通訳、相談を受ける女性相談員 (各グループから 1 人) 前に出て、相談場면을模擬的に体験した。

その後、聞き取らなければならない情報、すべき情報提供、相談・面接で気を付けるところを一人一人、ワークシートを使用しながら検討した。グループで各自の視点や気づきについて発表しあい、違う視点を学んだり、聞くべきポイントを共有した。

グループの検討事項を、グループごとに発表して、グループから出てきたポイントを全員で共有した。

模擬事例では、身体的暴力の経験はあるが、相談時には生命の危機はないと思われ、子どもを連れて内夫 (外国籍) と別れたいと考えている女性 (別の外国籍) の相談場面、外国籍同士の夫婦の経済的 DV に関する相談場面、配偶者ビザの女性の経済的 DV に関する相談場面をおこなった。

グループワークでは、具体的には、以下のような意見、体験報告があった。

- ・聞き取りしなければならないことが、まだまだたくさんある。(例えば頼れる人がいるのか、自身の資力はどのくらいあるのか、子どもの言語は何か、など) たくさん聞き取らないと、伝えるべき情報がわからないが、聞き取りがなかなか進まない。
- ・相談者の意思を聞きだすところ、本人の持っている資源の確認までなかなかたどり着けないが、意思を確認することはとても重要。
- ・相談者は、具体的にすぐにしてほしい支援や情報があると、聞き取りをもどかしく思う。特に通訳を介してだと時間がかかる。中には、じれったくて腹を立てる相談者もいるかもしれない。
- ・相談、ニーズについても、文化的背景による差がある。女性相談員や外国人相談員は文化的背景による差を考慮に入れることが必要。
- ・一問一答式に通訳を介するのがよい。まとめて通訳するとよくない (通訳者と相談者が話し込んでしまうなど)。

などの提案があった。

最後に、通訳、相談者役、本日の講師から振り返りや助言をおこなった。

相談者役、通訳の外国人の方からは、

- ・すぐに助けてほしいのに、いろいろ質問されて、相談が進まないように感じてもどかしい。
- ・通訳者としては、相談者に説明したり、質問したくなるが、通訳に徹したほうがいいことがわかった。子どもが通訳になると、こうはいかないだろう。

などの意見が出た。

外国人相談側の講師からは、自治体や相談を受ける機関によって、外国人相談員や通訳、外国人の職員が、通訳に徹することができるのか、自ら相談対応しなければならないのか様々だが、他の職員や女性相談員と役割を確認しながら、通訳の仕方も事前に確認しながら相談に対応するとよいという助言があった。また、相談員や職員、担当課が感情や時間、労力を注ぎ込んで対応しても、文化の違いからか残念に思う結果に終わることもあり、相談を受ける側同士の傾聴やストレス管理が重要であるという話もあった。女性相談側の講師からは、聞き取りを十分にし、意思を確認しなければ、情報提供ができないので、聞き取りや意思確認が重要であるという話があった。

同じ市区町内であっても、別の組織、別の部署にいると顔を合わせる機会がなかなかないが、本研修会でともにグループワークをおこない、問題を共有することで、相談を受ける側の相互理解が深まったのではないかと考える。



外国人役、通訳役、相談員訳の模擬事例



グループワークの様子

出欠票やアンケートに記載された事例は、個人情報に配慮しながら研修の中で検討した。事例の骨子や課題・提言については、5章でまとめたとおりである。

受講者アンケートでは、全員が「勉強になった」と答え、

- ・わかりやすい講義だった。
- ・基本的な内容から外国人女性特有の問題まで含まれていてよかった。
- ・事例に基づいた外国人相談の対応マニュアル等をいただけたらありがたい。

などの感想が寄せられた。

外国人相談員と女性相談員が同じテーブルで事例を検討するのは、様々なアプローチがあり、大変有意義だった。

(3) 公開シンポジウム

最後に、本研究調査および会議や研修の成果を報告し、今後の課題や方向について共有・検討する機会とした。

第2回 外国人女性支援 研修会

日時

2016年2月10日(水)
13:30～16:30

場所

静岡県男女共同参画センター
あざれあ 第3会議室

静岡市駿河区馬淵 1-17-1 JR 静岡駅から徒歩 9 分

問い合わせ・申し込み (公財) 静岡県国際交流協会 info@sir.or.jp
TEL 054-202-3411 FAX 054-202-0932

外国人女性の DV 被害支援に関する実態調査および支援 者養成プログラム構築事業

ふじのくに地域・大学コンソーシアムの助成を受けて、静岡県内の外国人女性 DV 被害の相談・支援の状況を調査。関係機関の連絡会議を開始。支援者養成研修も開催。
研究代表者：白井千晶（静岡大学） 共同研究者：高畑幸（静岡県立大学）
連携機関：静岡県、(公財) 静岡県国際交流協会、NPO 法人男女共同参画フォーラムしずおか、NPO 法人 SAFETY FIRST 静岡

石原バーシ氏

フィリピン移住者センター (FMC) 代表。日本人を夫に持つフィリピン人女性たちの人権と社会福祉の向上を目指して 1997 年に FILIPINA CIRCLE FOR ADVANCEMENT AND PROGRESS AICHI を設立。2000 年にフィリピン移住者センターへ。問題を抱えるフィリピン人住民の相談対応、協同、エンパワメントに取り組む。2014 年名古屋 NGO センターよりステファニー・レナト賞受賞。

2015 年 2 月に第 1 回研修会を実施 (静岡大学白井研究室主催)、外国人が DV 被害や妊娠で窮地に立たされたとき、外国人ならではの複合的な課題を検討した。以来、関係機関の連絡会議を継続、助成金を得て調査研究も開始した。第 2 回研修会では、研究チームの結果を報告し課題を皆で検討するとともに、相談・支援や行政との連携で先駆的試みをしている石原バーシ氏の講演から手がかりを得たい。

参加費

無料

対象

女性支援・外国人支援に関わる方 (行政、教育研究者、県外の方も歓迎)

主催

(公財) 静岡県国際交流協会

共催

静岡大学 白井研究室

プログラム

静岡県外国人女性 DV 被害者の相談・支援に関する現状について：調査結果報告からみえる課題と提言
白井千晶 (静岡大学)

外国人女性 DV 被害者の相談・支援に関する関係機関会議、専門研修会：報告・提言
高畑幸氏 (静岡県立大学)

フィリピン移住者センターの取り組みについて

石原バーシ氏 (FMC/愛知県)

11. 提言

1. 多言語での情報提供の必要

自治体のサイトでは、一部の情報は多言語になっているものの、生活、法律、子育てなどの住民向け情報の多言語化が十分でなく、また対応できる言語は限られている。在留者数が多いにも関わらず、彼（女）らの母語での情報提供がなされていない場合もある。

DV相談について多言語で広く周知することが必要である。紙媒体のほか、ウェブサイトなど周知することも効果的である。

2. 多言語での相談体制の必要

自治体のDV相談で、外国人DV被害者の母語で相談できる体制を整備することが必要である。

特に身近な相談となる電話相談について、県・市町DV相談において、外国人が母語で相談できる場所がなく、ニーズから見ても他県から見ても不十分である。県に1本でよいので、外国語でDV相談ができる電話相談があることが望ましい。そのためには、在住外国人の法制的な位置だけでなく、DVに関する知識を有した相談対応者と研修が必要である。

電話相談だけでなく、対面的な相談においても、相談者と支援者の情報・意思疎通に齟齬がなく、また安心して相談できるように、日本語ができるように見受けられる相談者であってもできるだけ通訳を同席させることが望ましい。通訳にもDVに関する知識・研修および情報管理の徹底と守秘義務体制が必要である。

すべての自治体が希少言語についても通訳者を確保することは困難なので、県のコーディネートにより、通訳者のリストを作成して相互に利用できるようにすること、予算を確保することなど、運用体制を整えることが望ましい。通訳者の確保が難しい自治体では、自治体窓口でスカイプを利用して遠隔地にいる通訳者と相談者とで話してもらう等、通訳者の負担軽減策の検討も必要である。

通訳者、外国人相談員に対するDV研修、女性（婦人）相談員に対する外国人研修の実施、それらを合同でおこなって関係を構築するなど、相互に乗り入れた研修体制の定例化も提案する。外国人DV被害者対応マニュアルを作成し、基礎的な情報について相談対応・支援者が共有することが必要である。

3. 同行・訪問支援

相談支援の継続性は、被害者との信頼関係を築くとともに、被害者の状況を把握するのに有用である。窓口対応、電話対応のみの体制では、相談対応・支援者が輪切りになってしまうから、相談対応・支援者が必要に応じて職場を離れて、訪問したり同行できることが望ましい。DV被害者の保護については、県、基礎自治体それぞれの所管があるが、被害者にとってできるだけワンストップで対応できることが必要だ。

通訳者、相談員の連携がより必要となるため、コーディネートを担う部署・人材が必要である。このノウハウについて、他の自治体に研修に出向くことも有用だろう。

4. 外国人DV被害者を想定したネットワークの必要

DV ネットワークの創設が推進されているが、外国人 DV 被害者が想定されていないために、DV ネットワークに入っていない。また自治体レベルの官民の定例意見・情報交換会を開設し、外国人の相談に関わる機関も加わることが望ましい。司法専門家、子どもや教育に関する機関、コミュニティなどを交えた定例的な関係機関会議も継続が望ましい。

5. 一時保護、自立支援体制の強化

一時保護、母子生活支援施設や婦人保護施設などの施設利用においても、多言語で、外国人特有の情報（在留ビザの手続き、離婚について、社会保障など）が提供されることが必要だ。

女性であること、外国人であることの複合的な困難があり、就労や居住が難しく、自立には特に支援が必要である。心の支援、居住や就労の支援、子どもの転校などに伴う教育支援など、有機的な支援体制を求めたい。

(白井千晶 静岡大学／高畑幸 静岡県立大学)

終わりに

2014年2月に「外国人女性支援研修会」を実施してから、定例の連絡会議を開催するようになり、現状把握の必要性から、助成金の交付を受けて、各所にヒアリング調査、アンケート調査を実施してきた。

当初は、女性のDV被害と外国にルーツをもつ人の支援というふたつの知識を持つ現場の支援者、支援の見立てと計画を作成できるコーディネーターを養成し、次年度以降も継続できるようにプログラムを構築することが目的の一つに掲げていた。研修プログラムについては、静岡県女性相談センター、静岡県国際交流協会、研究教育者が協働で、外国人相談員や外国人アドバイザー、女性（婦人）相談員合同で研修を実施し、プログラム構築の模索ができたと考えられる。研修の過程で、多言語相談票の作成、ワークブックの作成など、アイデアもあがってきた。一方で、同行支援を想定したコーディネーターの養成は延期せざるを得なかった。モデル事業として同行支援が県下の一部で実施される予定がなければ、具体的な地域、組織、担当者を念頭に置くことが難しかったからである。

他の都道府県をみても、同行支援は、DV被害者支援の要になるのではないかと研究代表者は考えている。それは電話相談から、対面的な窓口対応へ、そして同行支援へと移行することにより、より継続的、伴走的、ケース対応的、支援的で、できるだけワンストップで複合的な課題に対応できる相談支援体制ができるからである。また、同行支援を実施しようとすると、相談機関、支援機関の連携、情報共有、分担の体制が必然的に作られることになる。加害者からの追跡や暴力などの危険があり、言語や法的地位などの課題を抱えている外国人DV被害女性に対しては、被害者が自ら模索しながら窓口を回るのではなく、言語や文化、法制度、各種情報を翻訳できる同行者が継続的に支援できることが望ましいだろう。

しかし、一足飛びに外国人女性に特化して同行支援事業をおこなうのではなく（日本人女性にも同行支援は事業化していない）、まずは①外国人DV被害女性の相談対応に関する研修、②多言語案内の作成、③通訳など現在の社会的資源の活用をテーマにした関係機関会議の開催、をおこない、その過程で、同行支援についても、検討できるのが望ましいと考えるに至った。今年度、①②③すべてに取り組むことができたのは、共同研究者、連携機関をはじめ、多くの方々の協力、関心のおかげであり、深く感謝申し上げます。

この種を大切に育て、少しでも当事者が幸せになること、またこれを端緒に外国人を問わずDV被害者相談支援がよりよい方向に向かうことを願っている。

2016年2月

静岡大学 白井千晶

本報告書は「ふじのくに地域・大学コンソーシアム学術研究助成を受けて作成した。

本報告書執筆者は、各章節の末尾に記した。

白井千晶（静岡大学）／高畑幸（静岡県立大学）／太田貫（静岡県立大学大学院）／出野由利香（静岡県立大学大学院）ほか研究協力者

静岡県における外国人DV被害女性の相談・支援に関する調査報告書

ふじのくに地域・大学コンソーシアム 平成 27 年度学術研究助成

研究課題「静岡県における外国人女性の DV 被害支援に関する実態調査および支援者養成プログラム構築」

2016 年 2 月発行

編集・発行：白井千晶

〒422-8529 静岡市駿河区大谷 836 静岡大学 人文社会科学部 社会学科

shirai.chiaki@shizuoka.ac.jp Tel&Fax 054-238-6835

研究組織 研究代表者 白井千晶（静岡大学）

共同研究者 高畑幸（静岡県立大学）

連携機関 静岡県

（公財）静岡県国際交流協会

NPO 法人男女共同参画フォーラムしずおか

NPO 法人 Safety First 静岡